

大田区立赤松小学校いじめ防止基本方針

平成26年9月30日 大田区立赤松小学校決定

令和3年9月30日改定

令和6年5月10日改定

第1 赤松小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、「特別の教科道徳」の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

3 児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を推進する。

4 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職

員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第4 学校における取組

1 学校基本方針の策定

本校は、法13条の規定及び「大田区いじめの防止基本方針」に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、各学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的な調査、その他の必要な措置を講ずる。
- (2) 児童・生徒及び保護者に対して、学校いじめ対策組織の存在及び活動を周知するとともに事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを認識されるような取組を行う。
- (3) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区・教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・いじめ防止基本方針の共通理解を図り、いじめ対策委員会の明確化し、定期的に開催をする。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道德教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・児童がいじめ防止について主体的に考え、児童が「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・インターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。

- ・「SNS ルール」を基に、SNS 上でのいじめ防止に努めるとともに、その見直しを行う。
- ・SOS の出し方に関する教育を推進する。「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」を折に触れて指導する。
- ・家庭訪問や教育相談、学校通信などを通じた家庭との連携協力を強化する。

(2) 早期発見

- ・日常的な会話や観察等を通して、児童・生徒の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。
- ・いじめの定義について、生活指導夕会を通じて共通理解を図る。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・いじめに関する情報は、学校いじめ対策委員会での認知の後、全教職員で共有化する。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。
- ・単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できなければ、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめられた児童・生徒及び、いじめた児童・生徒については、引き続き様子を注意深く見守っていく。

(4) 重大事態への対処

- ・全教職員に、法第 28 条第 1 項に規定されている「重大事態」の定義と解釈の内容を確認させ、理解を深めさせる。
- ・重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会を通じて大田区教育委員会へ、事態発生について報告する。
- ・その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかの判断を教育委員会から受け、調査を実施する。
- ・いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。

- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・必要に応じ、小中一貫校及び関係小中学校との連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

（５）「いじめ防止対策委員会」によるいじめの認知の流れ

- ①一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に学年主任、生活指導主任、管理職などの「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- ②「いじめ防止対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- ③教職員は、「いじめ防止対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④「いじめ防止対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。 ⇒ いじめの認知
- ⑤いじめを認知した際には、大田区教育委員会へ連絡する。大田区いじめ問題対策協議会へ情報提供し、支援を受ける。